

令和 7 年 9 月 12 日
国 税 庁

令和 6 年能登半島地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町における終了に伴う振替納税のお知らせ

この度の令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和 7 年 9 月 12 日付国税庁告示第 18 号により、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に納税地のある方につきましては、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までに法定納期限が到来する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の延長後の法定納期限は、令和 7 年 10 月 31 日となりました。

これに伴い、振替納付日については、次のとおりといたします。

都道府県名	地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

1 申告所得税及び復興特別所得税

(1) 令和 5 年分確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和 6 年 3 月 15 日（金）	令和 8 年 1 月 14 日（水）

(2) 令和 6 年分確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和 7 年 3 月 17 日（月）	令和 8 年 2 月 12 日（木）

(3) 令和 7 年分予定納税第一期

令和 7 年 5 月 15 日（木）までに令和 6 年分の確定申告書を提出した方が対象です。

納期限（当初）	振替納付日
令和 7 年 7 月 31 日（木）	令和 7 年 10 月 31 日（金）

（注） 1 「予定納税額の減額申請書」の提出期限については、振替納付日と同一日となります。

（注） 2 令和 7 年分予定納税第二期の納期限及び振替日は、令和 7 年 12 月 1 日（月）です。第一期と同様に令和 7 年 5 月 15 日（木）までに令和 6 年分の確定申告書を提出した方が対象です。

2 消費税及び地方消費税（個人事業者）

(1) 令和 5 年分

イ 確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和 6 年 4 月 1 日（月）	令和 8 年 1 月 14 日（水）

ロ 中間申告（年 11 回の方）

次の中間申告分については、その提出期限が確定分の提出期限と同一日（令和 7 年 10 月 31 日）となりました。これに伴い、消費税法第 42 条の 2 の規定により、中間申告書の提出を要さないこととなるため、納付する必要があることから、振替納税は行いません。

納期等の区分	納期限（当初）	振替納付日
中間 10 回目	令和 6 年 1 月 4 日（木）	振替納税は行いません
中間 11 回目	令和 6 年 1 月 31 日（水）	

ハ 課税期間の特例

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
3 月 特例	令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日（月）	令和 8 年 1 月 14 日（水）
1 月 特例	令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日	令和 6 年 1 月 4 日（木）	
	令和 5 年 11 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日	令和 6 年 1 月 31 日（水）	
	令和 5 年 12 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日（月）	

(2) 令和 6 年分

イ 確定申告

納期限（当初）	振替納付日
令和 7 年 3 月 31 日（月）	令和 8 年 2 月 12 日（木）

ロ 中間申告

次の中間申告分については、その提出期限が確定分の提出期限と同一日（令和 7 年 10 月 31 日）となりました。これに伴い、消費税法第 42 条の 2 の規定により、中間申告書の提出を要さないこととなるため、納付する必要があることから、振替納税は行いません。

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
年 1 回	中間 1 回目	令和 6 年 9 月 2 日（月）	振替納税は行いません
年 3 回	中間 1 回目	令和 6 年 5 月 31 日（金）	
	中間 2 回目	令和 6 年 9 月 2 日（月）	
	中間 3 回目	令和 6 年 12 月 2 日（月）	
年 11 回	中間 1 ～ 3 回目	令和 6 年 5 月 31 日（金）	
	中間 4 回目	令和 6 年 7 月 1 日（月）	
	中間 5 回目	令和 6 年 7 月 31 日（水）	

	中間 6 回目	令和 6 年 9 月 2 日 (月)	
	中間 7 回目	令和 6 年 9 月 30 日 (月)	
	中間 8 回目	令和 6 年 10 月 31 日 (木)	
	中間 9 回目	令和 6 年 12 月 2 日 (月)	
	中間 10 回目	令和 7 年 1 月 6 日 (月)	
	中間 11 回目	令和 7 年 1 月 31 日 (金)	

ハ 課税期間の特例

納期等の区分		納期限 (当初)	振替納付日
3 月 特例	令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 5 月 31 日 (金)	令和 8 年 2 月 12 日 (木)
	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日	令和 6 年 9 月 2 日 (月)	
	令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日	令和 6 年 12 月 2 日 (月)	
	令和 6 年 10 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	令和 7 年 3 月 31 日 (月)	
1 月 特例	令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 1 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日 (月)	
	令和 6 年 2 月 1 日～令和 6 年 2 月 29 日	令和 6 年 4 月 30 日 (火)	
	令和 6 年 3 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 5 月 31 日 (金)	
	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 4 月 30 日	令和 6 年 7 月 1 日 (月)	
	令和 6 年 5 月 1 日～令和 6 年 5 月 31 日	令和 6 年 7 月 31 日 (水)	
	令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 6 月 30 日	令和 6 年 9 月 2 日 (月)	
	令和 6 年 7 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日	令和 6 年 9 月 30 日 (月)	
	令和 6 年 8 月 1 日～令和 6 年 8 月 31 日	令和 6 年 10 月 31 日 (木)	
	令和 6 年 9 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日	令和 6 年 12 月 2 日 (月)	
	令和 6 年 10 月 1 日～令和 6 年 10 月 31 日	令和 7 年 1 月 6 日 (月)	
	令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日	令和 7 年 1 月 31 日 (金)	
	令和 6 年 12 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日	令和 7 年 3 月 31 日 (月)	

(3) 令和7年分

イ 中間申告

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
年1回	中間1回目	令和7年9月1日(月)	令和7年11月26日(水)
年3回	中間1回目	令和7年6月2日(月)	
	中間2回目	令和7年9月1日(月)	
年11回	中間1～3回目	令和7年6月2日(月)	
	中間4回目	令和7年6月30日(月)	
	中間5回目	令和7年7月31日(木)	
	中間6回目	令和7年9月1日(月)	
	中間7回目	令和7年9月30日(火)	
	中間8回目 ^(注1)	令和7年10月31日(金)	

(注) 1 期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。

(注) 2 令和6年分の確定申告書を延長期間中に提出されている方は、その提出日に応じて、中間申告が必要となります。なお、消費税の中間申告が必要な方が、被災したことにより前年と事業状況に大幅な変動が生じている場合などには、前年の確定消費税額を基にした中間申告によらず、仮決算により中間申告を行うこともできます。

○ 中間申告が不要となるケース

申告期限の延長に伴い、直前の課税期間である令和6年分の個人消費税の確定申告書を当初の提出期限までに提出されていない方は、「確定日」における年税額が発生しませんので、次のとおり、令和7年分の個人消費税の中間申告は不要となります。

令和6年分の確定申告書の提出状況	中間申告の区分		
令和7年3月31日までに提出がない場合	年3回	中間1回目	中間申告不要
	年11回	中間1～3回目	
令和7年4月30日までに提出がない場合	年11回	中間4回目	
令和7年5月31日までに提出がない場合	年11回	中間5回目	
令和7年6月30日までに提出がない場合	年1回	中間1回目	
	年3回	中間2回目	
	年11回	中間6回目	
令和7年7月31日までに提出がない場合	年11回	中間7回目	
令和7年8月31日までに提出がない場合	年11回	中間8回目	
令和7年9月30日までに提出がない場合	年3回	中間3回目	
	年11回	中間9回目	

(注) 申告期限の延長に伴い、令和5年分及び令和6年分の中間申告書の提出期限と同年分の確定申告書の提出期限が同一の日となることから、これらの中間申告は不要となります。

ロ 課税期間の特例

納期等の区分		納期限（当初）	振替納付日
3 月 特例	令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	令和 7 年 6 月 2 日（月）	令和 7 年 11 月 26 日（水）
	令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 1 日（月）	
1 月 特例	令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日	令和 7 年 3 月 31 日（月）	
	令和 7 年 2 月 1 日～令和 7 年 2 月 29 日	令和 7 年 4 月 30 日（水）	
	令和 7 年 3 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	令和 7 年 6 月 2 日（月）	
	令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日	令和 7 年 6 月 30 日（月）	
	令和 7 年 5 月 1 日～令和 7 年 5 月 31 日	令和 7 年 7 月 31 日（木）	
	令和 7 年 6 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日	令和 7 年 9 月 1 日（月）	
	令和 7 年 7 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日	令和 7 年 9 月 30 日（火）	
	令和 7 年 8 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日 ^(注)	令和 7 年 10 月 31 日（金）	

（注） 期限延長措置に伴う申告・納付等の期限の変更はありません。